

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員報酬に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

(支給額)

第3条 理事報酬は、役員ごとにその額を決定する。

理事長 月額 140,000 円 (税込み) (年額 1,680,000 円)

副理事長 月額 250,000 円 (税込み) (年額 3,000,000 円)

専務理事 月額 250,000 円 (税込み) (年額 3,000,000 円)

理事 月額 200,000 円 (税込み) (年額 2,400,000 円)

理事の報酬は年間、上限 12,000,000 以下とする。

また、評議員、非常勤理事、幹事は無報酬とする。

(支給日)

第4条 理事報酬は、毎月 25 日 (支給日が銀行休業日の場合は、前営業日) に支払う。

(改正)

第5条 この規定の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 12 月 6 日から施行する。